

7 川 監 公 第 1 2 号
令和7年11月21日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和7年9月24日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	川 鍋 雅 裕
同	川 上 善 行

(別紙)

7 川 監 第 6 6 7 号
令和7年11月21日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 渡辺 登代美 様
同 星野 文紀 様

川崎市監査委員 川 鍋 雅 裕
同 川 上 善 行

川崎市職員措置請求について（通知）

令和7年9月24日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、雨笠裕治監査委員及び浜田昌利監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が青木功雄議員（以下「青木議員」という。）、石田康博議員（以下「石田議員」という。）、上原正裕議員（以下「上原議員」という。）、大島明議員（以下「大島議員」という。）、各務雅彦議員（以下「各務議員」という。）、末永直議員（以下「末永議員」という。）、野田雅之議員（以下「野田議員」という。）、橋本勝議員（以下「橋本議員」という。）、原典之議員（以下「原議員」という。）、本間賢次郎議員（以下「本間議員」という。）、松原成文議員（以下「松原議員」という。）、山田瑛理元議員（以下「山田元議員」という。）、岩田英高議員（以下「岩田議員」という。）、高戸友子議員（以下「高戸議員」という。）、那須野純花議員（以下「那須野議員」という。）、仁平克枝議員（以下「仁平議員」という。）、三浦恵美議員（以下「三浦議員」という。）及び三宅隆介議員（以下「三宅議員」という。）に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和7年9月24日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年10月24日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和7年10月24日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」（添付省略）の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づく関係人調査等は、松原議員から令和7年10月29日付け、青木議員、石田議員、上原議員、各務議員、末永議員、橋本議員、岩田議員、高戸議員及び仁平議員から同月30日付け、大島議員、野田議員、原議員、本間議員、山田元議員、那須野議員、三浦議員及び三宅議員から同月31日付けで「意見書」の提出があり、当該書面により、本件措置請求に係る事実関係を確認した。

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関し	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消

	て調査研究をするのに要する経費	耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(7) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員

は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第 5 条第 2 項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ロ) 支出請求（規則第 3 条、第 8 条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月 10 日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第 9 条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者 1 人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第 11 条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の 4 月 30 日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第 12 条、規則第 11 条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者及び交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第 15 条、規則第 14 条）

議長は、交付翌年度の 6 月 30 日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第 9 条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管する。

(2) 本件各議員による支出について

請求人が対象としている令和6年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 青木議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「A社」という。）に対し、令和7年1月23日付けで514,580円（振込手数料880円を含む。）を支出した（以下「本件支出①」という。）。

イ 石田議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年5月20日付け、同年7月5日付け、同月30日付け、同年8月22日付け、同年10月5日付け、同年11月8日付け、同年12月6日付け、令和7年1月10日付け、同年2月5日付け、同月26日付け及び同年3月30日付けで小計2,996,290円並びにヤマナカプリントに対し、令和6年4月20日付け、令和7年1月20日付け、同年3月20日付けで小計642,086円の合計3,638,376円を支出した（以下「本件支出②」という。）。なお、請求人は、広報・広聴費として、A社に対し、令和6年4月26日付けで支出したと主張するが、請求人が提出した資料からその事実を確認することはできない。

ウ 上原議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年12月10日付け、令和7年2月28日付け及び同年3月31日付けで小計1,916,640円、プラスフィeringに対し、同月20日付けで468,600円、ラクスル株式会社（以下「B社」という。）に対し、同月18日付けで75,366円、社会福祉法人なごみ福祉会多摩川あゆ工房に対し、同月27日付けで286,550円（振込手数料550円を含む。）並びに日本郵便株式会社（以下「C社」という。）に対し、同月28日付けで357,500円の合計3,104,656円を支出した（以下「本件支出③」という。）。

エ 大島議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「D社」という。）に対し、令和6年5月23日付け、同年8月19日付け、同年12月11日付け及び令和7年3月4日付けで合計3,293,432円を支出した（以下「本件支出④」という。）。

オ 各務議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年7月16日付け及び令和7年3月24日付けで合計570,900円（振込手数料1,100円を含む。）を支出した（以下「本件支出⑤」という。）。

カ 末永議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年5月9日付け、同月20日付け、同年8月16日付け、同年10月17日付け、同年11月11日付け、令和7年

1月17日付け及び同年2月28日付けで小計2,566,080円（振込手数料3,850円を含む。）、株式会社アルファメディアに対し、令和6年6月26日付け、同年7月24日付け、同年12月16日付け、令和7年2月4日付け及び同年3月31日付けで小計277,750円（振込手数料2,750円を含む。）、株式会社ミッドウィン（以下「E社」という。）に対し、令和6年7月11日付け、同年9月12日付け、令和7年1月6日付け及び同年3月21日付けで小計594,330円（振込手数料330円を含む。）並びに株式会社プリントパック（以下「F社」という。）に対し、令和6年7月22日付け、同年12月5日付け、同月6日付け及び令和7年2月14日付けで小計191,415円の合計3,629,575円を支出した（以下「本件支出⑥」という。）。

キ 野田議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年9月5日付け、令和7年1月23日付け及び同年3月19日付けで合計1,403,600円を支出した（以下「本件支出⑦」という。）。

ク 橋本議員による支出について

広報・広聴費として、C社に対し、令和6年5月17日付け、同年8月13日付け、同年11月29日付け、令和7年1月6日付け及び同年2月19日付けで小計1,712,509円、株式会社ニッケン石橋に対し、令和6年7月16日付け、同年10月22日付け及び令和7年1月17日付けで小計405,900円並びに株式会社シースリーに対し、令和6年8月5日付け、同年11月27日付け及び令和7年2月14日付けで小計925,650円（振込手数料1,650円を含む。）の合計3,044,059円を支出した（以下「本件支出⑧」という。）。

ケ 原議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年4月24日付け、同年5月29日付け、同年6月28日付け、同年9月27日付け、同年10月31日付け、令和7年1月31日付け及び同年3月28日付けで小計1,588,070円、株式会社川崎三省堂に対し、令和6年12月27日付けで115,500円並びにC社に対し、同日付けで428,187円の合計2,131,757円を支出した（以下「本件支出⑨」という。）。

コ 本間議員による支出について

広報・広聴費として、川崎区文化協会（以下「G協会」という。）に対し、令和6年4月26日付けで3,000円、川崎今昔会（以下「H会」という。）に対し、同年6月14日付けで3,000円、川崎市日韓親善協会（以下「I協会」という。）に対し、同月22日付けで5,000円、川崎沖縄県人会（以下「J会」という。）

いう。)に対し、同年7月28日付けで2,000円、パークコミュニティよこすか(以下「K社」という。)に対し、令和7年1月29日付けで2,000円、三笠公園駐車場(以下「L駐車場」という。)に対し、同日付けで940円、神奈川県湘南港駐車場株式会社リビエラリゾート(以下「M駐車場」という。)に対し、同年2月11日付けで300円、日本駐車場開発株式会社ワークピア横浜(以下「N駐車場」という。)に対し、同年3月17日付けで300円、A社に対し、同年1月20日付け及び同年3月28日付けで小計449,350円、C社に対し、同月27日付け及び同月30日付けで小計224,396円、特定非営利活動法人エミフルに対し、同月28日付けで138,835円並びに光和アドバンス株式会社に対し、同月31日付けで46,860円(振込手数料110円を含む。)の合計875,981円を支出した(以下「本件支出⑩」という。)

サ 松原議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年4月22日付け、同年7月2日付け、同月23日付け、同年9月30日付け、同年10月10日付け、同年12月29日付け、令和7年1月14日付け、同年2月26日付け、同年3月19日付け及び同月24日付けで合計2,892,490円を支出した(以下「本件支出⑪」という。)

シ 山田元議員による支出について

広報・広聴費として、B社に対し、令和6年4月14日付け、同年5月10日付け、同年8月9日付け、同年12月5日付け及び令和7年3月22日付けで小計679,274円、C社に対し、令和6年4月17日付け、同年8月13日付け及び同年12月25日付けで小計238,377円、町田広告合同会社(以下「O社」という。)に対し、同年5月15日付け及び同年12月2日付けで小計655,160円(振込手数料660円を含む。)、A社に対し、同年7月3日付け、同月10日付け、令和7年1月6日付け、同年3月11日付け及び同月19日付けで小計1,208,350円(振込手数料1,100円を含む。)、松浦森郎(以下「P氏」という。)に対し、令和6年8月22日付け及び同年11月27日付けで小計150,660円(振込手数料660円を含む。)並びに4rest合同会社(以下「Q社」という。)に対し、令和7年3月24日付けで75,330円(振込手数料330円を含む。)の合計3,007,151円を支出した(以下「本件支出⑫」という。)

ス 岩田議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年5月10日付け、同年6月28日付け、同年7月12日付け、同年8月16日付け、同年9月13日付け、同年10月11日付け、同月25日付け、同年12月20日付け、令和7年1月17日

付け、同年2月14日付け及び同年3月21日付けで小計2,882,165円、E社に対し、同月14日付けで454,929円（振込手数料220円を含む。）、F社に対し、同月26日付けで577,635円並びに株式会社矢向朝日に対し、同日付けで132,484円（振込手数料220円を含む。）の合計4,047,213円を支出した（以下「本件支出⑬」という。）。

セ 高戸議員による支出について

広報・広聴費として、design Elettroに対し、令和6年4月1日付けで662,347円、A社に対し、同年5月14日付け、同年8月8日付け、同年11月7日付け及び令和7年1月7日付けで小計729,960円（振込手数料1,320円を含む。）、株式会社モイヨンデザインワークスに対し、令和6年9月15日付け及び同年12月6日付けで小計289,234円（振込手数料440円を含む。）、C社に対し、同月25日付けで34,968円、E社に対し、令和7年1月7日付けで364,809円（振込手数料440円を含む。）並びに駐車場代として令和6年4月28日付け、同年5月27日付け、同年6月26日付け、同年7月28日付け、同年8月30日付け、同年9月29日付け、同年10月30日付け、同年11月26日付け、同年12月28日付け、令和7年1月31日付け、同年2月26日付け及び同年3月31日付けで小計111,220円の合計2,192,538円を支出した（以下「本件支出⑭」という。）。

ソ 那須野議員による支出について

広報・広聴費として、F社に対し、令和6年4月26日付け、同年5月21日付け、同年6月4日付け及び同年7月2日付けで小計107,780円、DAYS DESIGN（以下「R社」という。）に対し、同年6月26日付け、同年7月26日付け及び令和7年3月25日付けで小計1,220,340円（振込手数料1,540円を含む。）、A社に対し、令和6年7月26日付け、同年9月27日付け、同年12月24日付け、令和7年2月25日付け及び同年3月10日付けで小計1,135,200円、E社に対し、令和6年9月27日付け、同年12月23日付け及び令和7年3月25日付けで小計703,510円（振込手数料660円を含む。）、O社に対し、令和7年2月26日付け及び同年3月25日付けで小計500,940円（振込手数料440円を含む。）並びに駐車場代として令和6年4月26日付け、同年5月31日付け、同年6月28日付け、同年7月31日付け、同年8月29日付け、同年9月28日付け、同年10月31日付け、同年11月29日付け、同年12月22日付け、令和7年1月31日付け、同年2月28日付け及び同年3月21日付けで小計133,470円の合計3,801,240円を支出した（以下「本件支出⑮」という。）。

タ 仁平議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社インフォガレージに対し、令和6年7月3日付け、同月29日付け、同年12月12日付け、令和7年1月22日付け及び同年

3月24日付で小計1,183,633円（振込手数料1,650円を含む。）、A社に対し、令和6年8月5日付け、令和7年1月8日付け及び同年3月24日付けで小計919,050円並びにE社に対し、令和6年9月6日付け、令和7年1月27日付け、同年3月5日付け及び同月24日付けで小計1,792,360円（振込手数料1,320円を含む。）の合計3,895,043円を支出した（以下「本件支出⑯」という。）。

チ 三浦議員による支出について

広報・広聴費として、A社に対し、令和6年6月28日付け、同年7月22日付け、同年10月12日付け、同年11月12日付け、同年12月30日付け及び令和7年3月10日付けで小計2,119,150円、株式会社イーシンコミュニケーションズに対し、令和6年9月17日付け及び令和7年3月28日付けで小計1,503,640円並びにE社に対し、同年3月14日付けで319,000円の合計3,941,790円を支出した（以下「本件支出⑰」という。）。

ツ 三宅議員による支出について

広報・広聴費として、株式会社ヴィアックスに対し、令和6年11月1日付け及び令和7年3月28日付けで合計5,140,707円（振込手数料1,760円を含む。）を支出した（以下「本件支出⑱」という。）。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

政務調査費に関しては、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、その執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 青木議員、石田議員、上原議員、各務議員、末永議員、野田議員、橋本議員、原議員、松原議員、岩田議員、高戸議員、仁平議員、三浦議員及び三宅議員による支出の違法性について

請求人は、A社の地域情報紙に掲載された青木議員、石田議員、上原議員、各務議員、末永議員、野田議員、原議員、松原議員、岩田議員、高戸議員、仁平議員及び三浦議員の市政レポート並びに石田議員、上原議員、末永議員、橋本議員、原議員、岩田議員、高戸議員、仁平議員、三浦議員及び三宅議員が作成した市政レポート（以下「青木議員らによる市政レポート」という。）において、当該議員らの顔写真、経歴、プロフィール、事務所連絡先等（以下「顔写真等」という。）がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

以下、本件支出①ないし本件支出③、本件支出⑤ないし本件支出⑨、本件支出⑪、本件支出⑬、本件支出⑭及び本件支出⑯ないし本件支出⑱が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は下記のとおりである。

(7) 青木議員による支出

本件支出①の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙高津区版の令和7年1月1日号に掲載されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、A社のホームページで確認できる当該市政レポートでは、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの「川崎の未来へ。動く、進める。」という表題の市政報告、そして顔写真等が掲載されている。

支出伝票によると、本件支出①については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(イ) 石田議員による支出

本件支出②の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙宮前区版の令和

6年5月17日号、同年6月21日号、同年7月19日号、同年8月16日号、同年9月20日号、同年10月18日号、同年11月15日号、同年12月20日号、令和7年1月1日号、同月24日号、同年2月21日号及び同年3月21日号に掲載され、また、「宮前ガバナンス」の令和6年4月号、令和7年1月号及び同年3月号が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、当該市政レポートのうち、A社のホームページで確認できる地域情報紙宮前区版の令和6年11月15日号、同年12月20日号、令和7年1月1日号、同月24日号、同年2月21日号及び同年3月21日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの石田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出②については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ウ) 上原議員による支出

本件支出③の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙多摩区・麻生区版の令和6年10月18日号、同月25日号、令和7年1月1日号及び同年3月28日号に掲載され、また、市政報告冊子「U e h a r a P u b l i c r e p o r t 0 5」が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、上原議員のホームページで確認できる当該市政レポートでは、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの上原議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出③については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(エ) 各務議員による支出

本件支出⑤の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙多摩区・麻生区版の令和6年6月28日号及び令和7年3月21日号に掲載されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、当該市政レポートのうち、A社のホームページで確認できる地

域情報紙多摩区・麻生区版の令和7年3月21日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるもののアピアランスケア助成制度の新設に係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑤については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(イ) 末永議員による支出

本件支出⑥の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙中原区版の令和6年4月12日号、同年5月10日号、同年7月12日号、同年8月9日号、同年10月11日号、同年11月8日号、令和7年1月1日号、同月10日号及び同年2月14日号に掲載され、また、令和6年第1回ないし第4回定例会及び令和7年第1回定例会に係る市政報告チラシが作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、当該市政レポートのうち、A社のホームページで確認できる地域情報紙中原区版の令和6年11月8日号、令和7年1月1日号、同月10日号及び同年2月14日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの末永議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑥については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ロ) 野田議員による支出

本件支出⑦の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和6年7月5日号、同年11月1日号及び令和7年2月14日号に掲載されている。

当該市政レポートでは、幸市民館及び幸図書館の改修基本計画案などに係る内容と表題、そして野田議員の顔写真、経歴、プロフィールがそれぞれ掲載されているが、請求人が主張する事務所連絡先等は掲載されていない。

支出伝票によると、本件支出⑦については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ハ) 橋本議員による支出

本件支出⑧の対象となる市政レポートとして、市政報告令和6年3月議会号、同年6月議会号、同年9月議会号及び同年12月議会号並びに新春市政報告が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員

及び関係人もそれを否定していないが、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできない。

支出伝票によると、本件支出⑧については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ク) 原議員による支出

本件支出⑨の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙中原区版の令和6年4月5日号、同年5月3日号、同年6月7日号、同年9月6日号、同年10月4日号、令和7年1月1日号及び同年3月7日号に掲載され、また、「機関紙原のり新聞NO. 17」が作成されている。

当該市政レポートでは、原議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑨については、「機関紙原のり新聞NO. 17」（以下「原議員の按分対象レポート」という。）に係る経費を10分の7で按分しているほかは、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ケ) 松原議員による支出

本件支出⑩の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙中原区版の令和6年3月29日号、同年4月26日号、同年5月31日号、同年6月28日号、同年7月26日号、同年10月25日号、同年11月29日号、同年12月20日号、令和7年1月1日号及び同年2月28日号に掲載されている。

当該市政レポートでは、松原議員の顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑩については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(コ) 岩田議員による支出

本件支出⑬の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙高津区版の令和6年5月10日号、同年6月28日号、同年7月12日号、同年8月16日号、同年9月13日号、同年10月11日号、同月25日号、同年12月20日号、令和7年1月17日号、同年2月14日号及び同年3月21日号に掲載され、また、リーフレットが作成されている。

当該市政レポートでは、岩田議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑬については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(カ) 高戸議員による支出

本件支出⑭の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙宮前区版の令和6年5月3日号、同年7月26日号、同年10月25日号及び令和7年1月1日号に掲載され、また、「市政レポート2024年4月号」、「市政レポートVOL. 5」及び「市政レポートVOL. 6」が作成されている。

当該市政レポートでは、高戸議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑭については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(シ) 仁平議員による支出

本件支出⑯の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和6年8月2日号、令和7年1月1日号及び同年3月21日号に掲載され、また、「市政報告チラシVOL. 5」ないし「市政報告チラシVOL. 8」及び令和6年8月30日開催の市政報告会に係る市政報告チラシが作成されている。

当該市政レポートでは、仁平議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑯については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(ス) 三浦議員による支出

本件支出⑰の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙中原区版の令和6年5月17日号、同年6月21日号、同年7月19日号、同年8月16日号、同年9月20日号、同年11月15日号及び令和7年1月1日号に掲載され、また、「市政レポートVOL. 4」、「市政レポートVOL. 6」及び「市政レポートVOL. 7」が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、当該市政レポートのうち、A社のホームページで確認できる地域情報紙中原区版の令和6年11月15日号及び令和7年1月1日号では、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの三浦議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑰については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

(セ) 三宅議員による支出

本件支出⑱の対象となる市政レポートとして、「市政レポート」86号ないし89号が作成されている。

請求人は、当該市政レポートに顔写真等を掲載していると主張し、関係職員及び関係人もそれを否定していないところ、今回の監査において、請求人、関係職員及び関係人から提出された資料及び意見書からその事実を確認することはできないが、三宅議員のホームページで確認できる当該市政レポートでは、紙面とはレイアウト等が異なる可能性があるものの三宅議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑮については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ 判断

請求人は、市政レポートにおける顔写真等について、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものである旨を主張する。

ところで、議会においては、市民の意思を適正に反映することが必要不可欠であり、そのためには市民の意思を収集、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、議員の議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提としての意義を有することから、政務活動費の使途基準として広報・広聴費が認められている。

このような広報・広聴費の趣旨を踏まえると、当該文書の内容が専ら議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるとの内容であると認められる場合、顔写真等が掲げられていたとしても、それは、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえるから、当該文書の内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえないと解すべきである。

そこで検討するに、青木議員らによる市政レポートでは、各議員の川崎市議会における質問などに係る内容がそれぞれ記載され、専ら（ただし、原議員の按分対象レポートにあっては、顔写真等を除く紙面面積の10分の3以下の部分を除く。）当該議員らの議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせる内容となっているところ、A社の地域情報紙各号の紙面では、市政レポートだけではなく他の地域情報に係る複数の記事が掲載されていることも踏まえれば、市政レポートが各議員の文責によるものであることを明らかにする必要があるといえる。

青木議員らによる市政レポートにおける各議員の写真及びプロフィールの掲載は、広報活動を市民の目に届かせるという効果をあげるための工夫として評価で

きるものであり、確認できる範囲において、青木議員らによる市政レポートの紙面の多くを占める各議員の議会活動及び市政に関する政策等の情報の内容を変質させるものではなく、これらの情報の発信者を特定・紹介するものとして、社会通念に照らし相当の範囲であると認められ、広報・広聴の目的を逸脱するものとはいえない。

また、各議員の事務所の連絡先の電話番号の表示等についても、青木議員らによる市政レポートの内容について意見等がある者に対し、その連絡先を示すものといえる。

会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とするのが、指針の考え方であることからすると、顔写真等も含めて政務活動費として支出を認めることには合理的な根拠がある。

請求人は、他都市の政務活動費に関する裁判例を示して、顔写真等を掲載した青木議員らによる市政レポートの作成、掲載及び配布に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当である旨を主張する。しかし、請求人が引用する仙台高裁令和4年12月21日判決の判決文の中でも、他の自治体の事情が同一とはいいい難いと指摘されているように、他都市の政務活動費に関する裁判における判断は、必ずしも本市の政務活動費において妥当するものではない（最高裁第三小法廷平成22年3月30日判決を踏まえても、この判断は左右されない。）。例えば、仙台市の政務活動費取扱い手引書によると、広報紙やホームページに係る経費は、その内容に政務活動以外の活動等に関する記述等がある場合は経費を按分することを基本にしており、政務活動に明らかに関連しないものを除いて政務活動費として支出が可能とする指針に基づいた本件支出とは前提を異にするものである。

なお、本件において、請求人は青木議員らによる市政レポートに顔写真等が掲載されていると主張しているものの、石田議員、各務議員、末永議員及び三浦議員の市政レポートの一部並びに橋本議員の市政レポートの全部について、請求人、関係職員及び関係人の提出資料並びに調査からは、掲載の事実を確認することができなかった。しかし、青木議員らが市政レポートに顔写真等を掲載しながら、それに係る経費について、按分をせずに政務活動費として支出したことのみをもって当該支出を不適法とする本請求における請求人の主張からすれば、石田議員、各務議員、末永議員、橋本議員及び三浦議員の市政レポートの一部又は全部に係る市政レポートへの顔写真等の掲載の有無が上記判断を左右するものではない。

その他、顔写真等を掲載した青木議員らによる市政レポートの作成、掲載及び配布に関する広報・広聴費の支出について、違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出①ないし本件支出③、本件支出⑤ないし本件支出⑨、本件支出⑪、本件支出⑬、本件支出⑭及び本件支出⑯ないし本件支出⑱が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 大島議員による支出の違法性について

請求人は、大島議員がD社を選定した理由はD社のデザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有していること等が理由であるが、D社が印刷や広告の知識、経験が豊富であることを裏付ける根拠は何ら示されていないこと、大島議員とD社との間の発注書及び契約書並びに大島議員による市政レポートに関するD社と下請け業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料が公開されていないことから、大島議員のD社に対する市政レポート作成に関する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないのであり、よって、当該支出は政務活動費の使途基準等に適合せず違法である旨を主張している。

以下、本件支出④が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

本件支出④に係る契約金額は、原稿制作費としてレイアウト・フィニッシュ、コピーライト、修整、入稿データ作成に係る費用のほか、印刷費として製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用となっている。

なお、本件支出④の対象となった成果物は、「自由民主3月議会号（令和6年5月14日発行）」、「自由民主6月議会号（令和6年8月9日発行）」、「自由民主9月議会号（令和6年11月29日発行）」及び「自由民主12月議会号（令和7年2月14日発行）」で、写しが提出されている。

D社の営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事のみを対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的には行っていないが、大島議員は、D社に仕事を依頼していた他の議員の紹介によって、D社の社長と話をする機会があり、誠実で真面目な人柄に信頼できるとの印象を持ち、仕事を依頼し、その対応のよさや仕事の質の高さから、継続して広報物の制作を依頼しているとのことであった。

イ 判断

本件支出④によって作成された成果物をみても、市政レポートとして十分な品質を有しているといえ、D社が印刷業者として不適切であるとはいえない。

また、本件支出④の対象となった成果物はいずれも現実に作成されているもの

と認められ、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されていることからすれば、委託内容が不明確であるということとはできない。

請求人は、D社の代表取締役が別に争われている損害賠償請求等住民訴訟事件の証人尋問に出頭しなかったことを指摘して縷々主張するが、証人尋問への出頭の有無は市政レポートの作成業務の質ないし委託内容とは何ら関係がない。

その他、本件支出④が違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出④が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(4) 本間議員による支出の違法性について

請求人は、本間議員の政務活動費の支出のうち、G協会及びH会への支出については政務活動にかかわる必要な情報を得るものではなく、また、I協会及びJ会への支出については日本及び大韓民国（以下「韓国」という。）の国民の親善及び懇親を目的とするもの並びに沖縄県出身の市内在住者との親睦及び懇親を目的とするものに過ぎず、政務活動にかかわる必要な情報を得るものではなく、支出の合理的必要性がないことから、広報・広聴費としての支出は違法である旨を主張している。

また、N駐車場への支出については、警備業政治連盟総会への出席に要する経費であるが、意見・情報交換を行う場合ではなく、指針に適合しない支出であることから、広報・広聴費としての支出は違法である旨を主張している。

加えて、K社、L駐車場及びM駐車場への支出については、市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費ではないから、広報・広聴費としての支出は違法である旨を主張している。

さらに、請求人は、A社の地域情報紙に掲載された本間議員の市政レポート及び本間議員が作成した市政レポート（以下「本間議員による市政レポート」という。）において、顔写真等がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有し、特に、本間議員はそのような効果等も有することを認識していたものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

以下、本件支出⑩が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は以下のとおりである。

(ア) G 協会への支出は、同協会の年会費である。

川崎市ホームページによれば、同協会は、川崎区の文化団体・文化人の相互の緊密な連絡協調を図るとともに、各種の文化活動を振興して市民文化の向上に資することを目的とする団体であり、俳句大会、美術展、子ども芸術祭等の文化活動を実施しているとされており、本間議員はその理念に賛同し、かつイベント等に議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(イ) H 会への支出は、同会の年会費である。

本間議員によれば、同会は、川崎市の歴史的事象や伝統習俗の保存、普及に務め、市民生活と郷土愛の高揚をはかり、もって文化都市の建設に資することを目的とする団体であり、俳句大会、講談などの多岐に渡る文化活動が実施され、本間議員はその理念に賛同し、かつイベント等に議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(ウ) I 協会への支出は、同協会の年会費である。

本間議員によれば、同協会は、韓国料理教室の開催や韓国訪問旅行などを通じて相互の友好を深めているほか、川崎市と富川市の友好都市締結の礎を築く等、川崎市と韓国との親善の役割も果たしており、意見交換会、バーベキュー大会などの多岐に渡るイベントが実施され、本間議員はその理念に賛同し、かつこれらに議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(エ) J 会への支出は、同会の年会費である。

同会のホームページによれば、同会は、「郷里沖縄の発展と川崎市を第二の故郷として交流の輪を広げ貢献する。川崎沖縄県人会から近隣に沖縄文化を広める」ことを会の理念としている。本間議員はその理念に賛同し、かつ祭りなどの多岐に渡るイベントに議員の立場で参加することで市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(オ) N 駐車場への支出は駐車場代である。

当該支出は、令和 7 年 3 月 17 日に開催された神奈川県警備業政治連盟の総会に出席した際のものであり、講演会、懇親会が併せて開かれた。本間議員によれば、同連盟ではその他にも研修会や議員との懇談会を実施しており、本間議員はこれらに参加することで川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(カ) K 社への支出は、入園料及びフェリー乗船料であり、また、L 駐車場への支出は、駐車場代である。

本間議員によれば、本間議員は、従来から川崎市における港湾振興、海辺の環境づくりや市民との関わりについて政治活動を進めており、環境委員会等での質疑も行っている。上記支出は三笠公園、猿島公園の視察のためにされたものであり、そこで得られた知見を川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであった。

(キ) M駐車場への支出は、駐車場代である。

上記（カ）と同様に、本間議員の政治活動の一環として港湾振興等の知見に資する目的での湘南港の視察であるとのことであった。

(ク) 本件支出⑩の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和7年1月17日号及び同年3月21日号に掲載され、また、「市政レポートNo. 65（令和7年予算議会速報版）」が作成されている。

当該市政レポートでは、本間議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

(ケ) 支出伝票によると、本件支出⑩については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ 判断

(7) G協会、H会、I協会、J会及びN駐車場への支出について

広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であるところ、指針では、各種会費について、「政務活動にかかわる必要な情報を得るため団体等に参加する場合の（月・年）会費等は、合理的必要性がある場合に限り」、広報・広聴費として支出可能とされている。また、広報・広聴に係る交通費について、駐車場の経費が支出可能とされている。

本件についてみると、本間議員は、G協会、H会、I協会及びJ会に加入し、イベント等に議員の立場で参加し、市民と交流し、川崎市の振興・発展のための政務活動に役立てているとのことであるから、政務活動にかかわる必要な情報を得るため団体等に参加しているのであり、年会費の支出に合理的必要性がないとはいえない。

また、N駐車場への支出は神奈川県警備業政治連盟の総会に出席した際の駐車場代であり、同総会と併せて開催された懇親会に出席し懇談することが、広報広聴活動に該当しないとはいえない。

(イ) K社、L駐車場及びM駐車場への支出について

広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であるところ、加えて、関係職員によれば、市民からの意見、相談等を

受けて、現地の視察等を行う際の経費についても広報・広聴費の対象とされている。

本件についてみると、本件K社、L駐車場及びM駐車場への支出は、三笠公園、猿島公園及び湘南港の視察のためのものであるところ、請求人の主張並びに関係職員及び関係人の提出資料からは、広報・広聴費として、入園料、フェリー乗船料及び駐車場代を支出した理由は明らかとはされていないが、一方で、各視察は、本間議員が市民からの意見、相談等を受けて行ったものではないと認めるに足る証拠もないことから、視察に係る入園料、フェリー乗船料及び駐車場代を広報・広聴費として支出したことが不当であると認めることはできない。

なお、仮に、三笠公園、猿島公園及び湘南港の視察は、川崎市における港湾振興、海辺の環境づくりや市民との関わりについての知見に資する目的で行われた政治活動であり、視察に係る入園料、フェリー乗船料及び駐車場代の支出が広報・広聴費に該当しないものであったとしても、一般に、ある支出が、議員が報告した費目には該当しない場合でも、別の費目には該当する場合にはその支出は直ちに違法又は不当とはいえないところ（最高裁第二小法廷平成25年1月25日判決参照）、政務活動費では、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費については、調査研究費として支出することが可能とされており、本件K社、L駐車場及びM駐車場への支出が調査研究費に該当するものではないとはいえない。

よって、これらの視察に係る経費を政務活動費として支出したことについて、違法、不当とまでいうことはできない。

(ウ) 本間議員による市政レポートに関する支出について

本間議員による市政レポートに関する支出については、上記（2）イで述べた理由から、違法又は不当とは認められない。

なお、請求人は、本間議員が市政レポートは投票行動につながる可能性があることは否定できるものではないと思っていたことから、本間議員が市政レポートを発行した目的には選挙活動等が併存していたと主張するが、たとえ本間議員がそのような可能性を認識していたとしても、そのことをもって直ちに選挙活動等の目的が併存していたということとはできない。

その他、本件支出⑩が違法又は不当と認めるに足る証拠はない。

したがって、本件支出⑩が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(5) 山田元議員による支出の違法性について

請求人は、山田元議員とP氏及びQ社との間の発注書、契約書等が公開されてい

ないことから、山田元議員のP氏及びQ社に対する市政レポート作成に関する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないのであり、よって、当該支出は政務活動費の使途基準等に適合せず違法である旨を主張している。

また、請求人は、A社の地域情報紙に掲載された山田元議員の市政レポート及び山田元議員が作成した市政レポート（以下「山田元議員による市政レポート」という。）において、顔写真等がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

以下、本件支出⑫が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料によって判明した事実は以下のとおりである。

山田元議員は、「6月定例会 市政レポート」、「10月定例会 市政レポート」及び「12月定例会 市政レポート」を作成するに当たり、P氏又はQ社と業務委託契約書を締結しており、指針において契約書の提出が義務付けられていないため、議長に提出していないが、条例及び指針に従って「支出伝票」、「請求書」及び「領収書」を公開し、成果物を保管している。

本件支出⑫の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和6年7月5日号、同月12日号、同年12月27日号、令和7年3月7日号及び同月14日号に掲載され、また、「3月定例会 市政レポート」、「6月定例会 市政レポート」、「10月定例会 市政レポート」及び「12月定例会 市政レポート」が作成されている。

当該市政レポートでは、山田元議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑫については、「10月定例会 市政レポート」等に係る郵送代を4分の3で按分しているほかは、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ 判断

(7) P氏及びQ社への支出について

請求人は、山田元議員とP氏及びQ社との間の発注書、契約書等が公開されていないことから、山田元議員のP氏及びQ社に対する市政レポート作成に関

する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないため、指針に適合しない旨を主張する。

しかし、指針では、広報紙等の作成及び印刷等について、「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされているのみで公開は求められていない。

本件についてみると、本件支出⑫のうちP氏及びQ社に対する市政レポート作成に関する各支出について、山田元議員は指針に則って「支出伝票」、「請求書」及び「領収書」を議長に提出し、成果物を保管している。「請求書」には、それぞれ「市政報告作成」と記載されていることから、成果物はいずれも現実に作成されているものと認められ、委託内容が不明確であるということとはできない。

(イ) 山田元議員による市政レポートに関するその余の支出について

山田元議員による市政レポートに関するその余の支出については、上記（２）イで述べた理由から、違法又は不当とは認められない。

その他、本件支出⑫が違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出⑫が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(6) 那須野議員による支出の違法性について

請求人は、那須野議員とR社との間の発注書、契約書等が公開されていないことから、那須野議員のR社に対する市政レポート等作成に関する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないのであり、よって、当該支出は政務活動費の使途基準等に適合せず違法である旨を主張している。

また、請求人は、A社の地域情報紙に掲載された那須野議員の市政レポート及び那須野議員が作成した市政レポート（以下「那須野議員による市政レポート」という。）において、顔写真等がそれぞれ掲載されているところ、これらは、いずれも市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、これらの市政レポートの作成、掲載及び配布に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである旨を主張している。

以下、本件支出⑬が違法又は不当といえるかについて検討する。

ア 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は以下のとおりである。

本件支出⑮のうちR社に対する各支出について、R社は、那須野議員から「市政レポート 2024年4・5月号」、「市政レポート 2024年6・7月号」、「市政レポート 2024年7・8月号」、「市政レポート vol. 11」、「市政レポート vol. 12」及び市政レポート送付用封筒のデザイン制作及び印刷を受注するに当たり、受注書を発行し、当該受注書には「市政報告ビラデザイン製作費（4, 5月分）」などと記載されており、本件支出に係る受注金額は、市政レポート及び市政レポート送付用封筒のデザイン制作及び印刷に係る費用となっている。

なお、本件支出⑮のうちR社に対する支出の対象となった成果物は、「市政レポート 2024年4・5月号」、「市政レポート 2024年6・7月号」、「市政レポート 2024年7・8月号」、「市政レポート 2024年10・11月号」、「市政レポート vol. 11」、「市政レポート vol. 12」及び市政レポート送付用封筒で、写しが提出されている。

本件支出⑮の対象となる市政レポートは、A社の地域情報紙川崎区・幸区版の令和6年5月3日号、同年8月9日号、同年11月8日号、令和7年1月1日号及び同年2月21日号に掲載され、また、「市政レポート 2024年4・5月号」、「市政レポート 2024年6・7月号」、「市政レポート 2024年7・8月号」、「市政レポート 2024年10・11月号」、「市政レポート vol. 11」、「市政レポート vol. 12」、「市政レポート vol. 13」が作成されている。

当該市政レポートでは、那須野議員の川崎市議会における質問などに係る内容と表題、そして顔写真等がそれぞれ掲載されている。

支出伝票によると、本件支出⑮については、いずれも経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

イ 判断

(7) R社への支出について

請求人は、那須野議員とR社との間の発注書、契約書等が公開されていないことから、那須野議員のR社に対する市政レポート作成に関する各支出は、委託内容を明確にした上で、契約を締結していないため、指針に適合しない旨を主張する。

しかし、指針では、広報紙等の作成及び印刷等について、「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされているのみで公開は求められていない。

本件についてみると、本件支出⑮のうちR社に対する市政レポート作成に関する各支出について、那須野議員は指針に則って「支出伝票」及び「請求書」

を議長に提出し、「請求書」には、それぞれ「市政報告ビラ製作費」などとその内容が記載されている。

本件支出⑮のうちR社に対する支出の対象となった成果物はいずれも現実に作成されているものと認められ、受注書及び請求書の内容からも委託内容が不明確であるということとはできない。

(イ) 那須野議員による市政レポートに関するその余の支出について

那須野議員による市政レポートに関するその余の支出については、上記（２）イで述べた理由から、違法又は不当とは認められない。

その他、本件支出⑮が違法又は不当と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出⑮が違法又は不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(6) 結論

以上のとおり、本件支出①ないし本件支出⑮について違法又は不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

川崎市職員措置請求書

2025年9月24日

川崎市監査委員 殿

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電 話 044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 渡辺 登代美

同 星野 文紀

第1 請求の趣旨

- 1 青木功雄に対し、政務活動費514,580円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 2 石田康博に対し、政務活動費3,873,226円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 3 上原正裕に対し、政務活動費3,104,656円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 4 大島明に対し、政務活動費3,293,432円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 5 各務雅彦に対し、政務活動費570,900円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 6 末永直に対し、政務活動費3,629,575円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 7 野田雅之に対し、政務活動費1,403,600円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 8 橋本勝に対し、政務活動費3,044,059円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 9 原典之に対し、政務活動費1,181,380円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 10 本間賢次郎に対し、政務活動費446,259円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 11 松原成文に対し、政務活動費2,892,490円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 12 山田瑛理に対し、政務活動費1,603,435円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

- 13 岩田英高に対し、政務活動費4,047,213円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 14 高戸友子に対し、政務活動費2,192,538円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 15 那須野純花に対し、政務活動費2,510,789円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 16 仁平克枝に対し、政務活動費3,895,043円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
- 17 三浦恵美に対し、政務活動費3,941,790円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し、勧告することを求める。
- 18 三宅隆介に対し、政務活動費5,140,707円のうち按分割合を超える金額の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し、勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

- (1) 青木功雄は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社タウンニュース社（以下「タウンニュース社」という。）に対し、2025年1月23日付で合計514,580円の政務活動費を支出している（資料1の1ないし資料1の3）。
- (2) 石田康博は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年4月26日付、同年5月20日付、同年7月5日付、同月30日付、同年8月22日付、同年10月5日付、同年11月8日付、同年12月6日付、2025年1月10日付、同年2月5日付、同月26日付、同年3月30日付で小計3,231,140円、ヤマナカプリントに対し、2024年4月20日付、2025年1月20日付、同年3月20日付で小計642,086円、合計3,873,226円の政務活動費を支出している（資料2の1ないし資料2の33）。
- (3) 上原正裕は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年12月10日付、2025年2月28日付、同年3月31日付で小計1,916,640円、プラスフイーリングに対し、2025年3月20日付で小計468,600円、ラクスル株式会社に対し、2025年3月18日付で小計75,366円、社会福祉法人なごみ福祉会多摩川あゆ工房に対し、2025年3月27日付で286,550円、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）に対し、2025年3月28日付で357,500円、合計3,104,656円の政務活動費を支出している（資料3の1ないし資料3の19）。
- (4) 大島明は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社北斗（以下「北斗」という。）に対し、2024年5月23日付、同年8月19日付、同年12月11日付、2025年3月4日付で合計3,293,432円の政務活動費を支出している（資料4の1ないし資料4の8）。
- (5) 各務雅彦は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年7月16日付、2025年3月24日付で合計570,900円の政務活動費を支出している（資料5の1ないし資料5の5）。
- (6) 末永直は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年5月9日付、同年5月20日付、同年8月16日付、同年10月17日付、同年11月11日付、2025年1月17日付、同年2月28日付で小計2,566,080円、株式会社アルファメディア

- に対し、２０２４年６月２６日付、同年７月２４日付、同年１２月１６日付、２０２５年２月４日付、同年３月３１日付で小計２７７，７５０円、株式会社ミッドウィン（以下「ミッドウィン」という。）に対し、２０２４年７月１１日付、同年９月１２日付、２０２５年１月６日付、同年３月２１日付で小計５９４，３３０円、株式会社プリントパックに対し、２０２４年７月２２日付、同年１２月５日付、同月６日付、２０２５年２月１４日付で小計１９１，４１５円、合計３，６２９，５７５円の政務活動費を支出している（資料６の１ないし資料６の６０）。
- (7) 野田雅之は、令和６年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２４年９月５日付、２０２５年１月２３日付、同年３月１９日付で合計１，４０３，６００円の政務活動費を支出している（資料７の１ないし資料７の６）。
- (8) 橋本勝は、令和６年度、広報・広聴費として、日本郵便に対し、２０２４年５月１７日付、同年８月１３日付、同年１１月２９日付、２０２５年１月６日付、同年２月１９日付で小計１，７１２，５０９円、株式会社ニッケン石橋に対し、２０２４年７月１６日付、同年１０月２２日付、２０２５年１月１７日付で小計４０５，９００円、株式会社シースリーに対し、２０２４年８月５日付、同年１１月２７日付、２０２５年２月１４日付で小計９２５，６５０円、合計３，０４４，０５９円の政務活動費を支出している（資料８の１ないし資料８の２２）。
- (9) 原典之は、令和６年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２４年４月２４日付、同年５月２９日付、同年６月２８日付、同年９月２７日付、同年１０月３１日付、２０２５年１月３１日付、同年３月２８日付で小計１，５８８，０７０円、株式会社川崎三省堂に対し、２０２４年１２月２７日付で１１５，５００円（７／１０で按分）、日本郵便に対し、２０２４年１２月２７日付で４２８，１８７円（７／１０で按分）、合計２，１３１，７５７円の政務活動費を支出している（資料９の１ないし資料９の１８）。
- (10) 本間賢次郎は、令和６年度、広報・広聴費として、川崎区文化協会に対し、２０２４年４月２６日付で３，０００円、川崎今昔会に対し、同年６月１４日付で３，０００円、川崎市日韓親善協会に対し、同月２２日付で５，０００円、川崎沖縄県人会に対し、同年７月２８日付で２，０００円、パークコミュニティよこすかに対し、２０２５年１月２９日付で２，０００円、三笠公園駐車場に対し、同日付で９４０円、神奈川県湘南港駐車場株式会社リビエラリゾートに対し、同年２月１１日付で３００円、日本駐車場開発株式会社ワークピア横浜に対し、同年３月１７日付で３００円、タウンニュース社に対し、同年１月２０日付、同年３月２８日付で小計４４９，３５０円、日本郵便に対し、同年３月２７日付、同月３０日付で小計２２４，３９６円、特定非営利活動法人エミフルに対し、同年３月２８日付で１３８，８３５円、光和アドバンス株式会社に対し、同年３月３１日付けで４６，８６０円、合計８７５，９８１円の政務活動費を支出している（資料１０の１ないし資料１０の２８）。
- (11) 松原成文は、令和６年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、２０２４年４月２２日付、同年７月２日付、同月２３日付、同年９月３０日付、同年１０月１０日付、同年１２月２９日付、２０２５年１月１４日付、同年２月２６日付、同年３月１９日付、同月２４日付で合計２，８９２，４９０円の政務活動費を支出している（資料１１の１ないし資料１１の２６）。
- (12) 山田瑛理は、令和６年度、広報・広聴費として、ラクスル株式会社に対し、２０２４年４月１４日付、同年５月１０日付、同年８月９日付、同年１２月５日付、２０２５年３月２２日付で小計６７９，２７４円、日本郵便に対し、２０２４年４月１７日付、同年８月１３日付、同年１２月２５日付で小計２３８，３７７円、町田広告合同会社に対し、２０２４年５月１５日付、同年

12月2日付で小計655,160円、タウンニュース社に対し、2024年7月3日付、同月10日付、2025年1月6日付、同年3月11日付、同月19日付で小計1,208,350円、松浦森郎に対し、2024年8月22日付、同年11月27日付、2025年3月24日付で小計225,990円、合計3,007,151円の政務活動費を支出している（資料12の1ないし資料12の59）。

(13)岩田英高は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年5月10日付、同年6月28日付、同年7月12日付、同年8月16日付、同年9月13日付、同年10月11日付、同月25日付、同年12月20日付、2025年1月17日付、同年2月14日付、同年3月21日付で小計2,882,165円、ミッドウィンに対し、2025年3月14日付で454,929円、株式会社プリントパックに対し、2025年3月26日付で小計577,635円、株式会社矢向朝日に対し、2025年3月26日付で132,484円、合計4,047,213円の政務活動費を支出している（資料13の1ないし資料13の48）。

(14)高戸友子は、令和6年度、広報・広聴費として、design Elettroに対し、2024年4月1日付で662,347円、タウンニュース社に対し、2024年5月14日付、同年8月8日付、同年11月7日付、2025年1月7日付で小計729,960円、株式会社モイヨンデザインワークスに対し、2024年9月15日付、同年12月6日付で小計289,234円、日本郵便に対し、2024年12月25日付で34,968円、ミッドウィンに対し、2025年1月7日付で364,809円、駐車場代として2024年4月28日付、同年5月27日付、同年6月26日付、同年7月28日付、同年8月30日付、同年9月29日付、同年10月30日付、同年11月26日付、同年12月28日付、2025年1月31日付、同年2月26日付、同年3月31日付で小計111,220円、合計2,192,538円の政務活動費を支出している（資料14の1ないし資料14の51）。

(15)那須野純花は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社プリントパックに対し、2024年4月26日付、同年5月21日付、同年6月4日付、同年7月2日付で小計107,780円、オカムラヒデトに対し、2024年6月26日付、同年7月26日付、2025年3月25日付で小計1,220,340円、タウンニュース社に対し、2024年7月26日付、同年9月27日付、同年12月24日付、2025年2月25日付、同年3月10日付で小計1,135,200円、ミッドウィンに対し、2024年9月27日付、同年12月23日付、2025年3月25日付で小計703,510円、町田広告合同会社に対し、2025年2月26日付、同年3月25日付で小計500,940円、駐車場代として2024年4月26日付、同年5月31日付、同年6月28日付、同年7月31日付、同年8月29日付、同年9月28日付、同年10月31日付、同年11月29日付、同年12月22日付、2025年1月31日付、同年2月28日付、同年3月21日付で小計133,470円、合計3,801,240円の政務活動費を支出している（資料15の1ないし資料15の115）。

(16)仁平克枝は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社インフォガレージに対し、2024年7月3日付、同月29日付、同年12月12日付、2025年1月22日付、同年3月24日付で小計1,183,633円、タウンニュース社に対し、2024年8月5日付、2025年1月8日付、同年3月24日付で小計919,050円、ミッドウィンに対し、2024年9月6日付、2025年1月27日付、同年3月5日付、同月24日付で小計1,792,360円、合計3,895,043円の政務活動費を支出している（資料16の1ないし資料16の36）。

- (17) 三浦恵美は、令和6年度、広報・広聴費として、タウンニュース社に対し、2024年6月28日付、同年7月22日付、同年10月12日付、同年11月12日付、同年12月30日付、2025年3月10日付で小計2,119,150円、株式会社イーシンコミュニケーションズに対し、2024年9月17日付、2025年3月28日付で1,503,640円、ミッドウインに対し、2025年3月14日付で319,000円、合計3,941,790円の政務活動費を支出している（資料17の1ないし資料17の25）。
- (18) 三宅隆介は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社ヴィアックスに対し、2024年1月1日付、2025年3月28日付で合計5,140,707円の政務活動費を支出している（資料18の1ないし資料18の4）。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」（第147回通常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明）とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」（川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋）とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正さが求められる。

- (2) 青木功雄、石田康博、上原正裕、各務雅彦、末永直、野田雅之、橋本勝、原典之、松原成文、岩田英高、高戸友子、仁平克枝、三浦恵美及び三宅隆介に対するもの

青木功雄、石田康博、上原正裕、各務雅彦、末永直、野田雅之、橋本勝、原典之、松原成文、岩田英高、高戸友子、仁平克枝、三浦恵美及び三宅隆介（以下「青木ら各議員」という。）は、令和6年度、広報・広聴費として、上記「第2」「1」「(1)」ないし「(3)」、上記「第2」「1」「(5)」ないし「(9)」及び「(11)」、上記「第2」「1」「(13)」及び「(14)」並びに上記「第2」「1」「(16)」ないし「(18)」のとおり、政務活動費を支出している。

青木ら各議員の政務活動費の支出については、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関するものである。

そして、青木ら各議員の市政報告及び市政レポートに共通しているのは、青木ら各議員の顔写真、青木ら各議員の経歴やプロフィール、青木ら各議員の事務所連絡先等が記載されていることである。

このような市政報告、市政レポート等の広報紙に記載されている議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等について、仙台高等裁判所2022年12月21日判決は、広報紙の発行に係る費用について、顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動

などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである（資料１９・２０頁２１頁）、広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費から支出することを正当化するに足りるものではない（資料１９・２１頁）、広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響することも広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的效果にすぎないということとはできない（資料１９・２２頁）、市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである（資料１９・２２頁）、２分の１を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきである（資料１９・２４頁）等と判示した。

また、市政報告、市政レポート等の広報紙の配布費用、交付費用等も、市政報告紙等の作成費用と同様の按分処理が行われている（仙台地方裁判所２０２１年７月７日判決、仙台高等裁判所２０１８年１０月２４日判決、仙台地方裁判所２０１７年１１月２日判決等）。

そして、川崎市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）においても、会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不相当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考えたと記載されているほか、「合理的な区分が困難な場合の按分の考え方＜参考＞」として「１ 政務活動＋（後援会活動又は政党活動）政務活動１／２、後援会活動又は政党活動１／２」との記載もある。

このような裁判例及び指針の記載を踏まえれば、議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等が記載されている青木ら各議員の市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

なお、原典之については、株式会社川崎三省堂に対する２０２４年１２月２７日付の１１５，５００円の支出（７／１０で按分）及び日本郵便に対する２０２４年１２月２７日付の４２８，１８７円の支出はそれぞれ７／１０で按分されていることから、２分の１の按分割合を超える金額は、８２，４９９円及び３０５，８４７円となり、その余の支出の２分の１の按分割合を超える金額は７９４，０３４円となり、それらの合計額は１，１８１，３８０円である。

(3) 大島明に対するもの

大島明は、令和６年度、広報・広聴費として、北斗に対し、上記「第２」「１」「（４）」のとおり、政務活動費を支出している。

そして、指針18頁においては、広報紙等の作成及び印刷等の「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。

大島明が、北斗を選定した理由は、印刷や広告の知識、経験が豊富である、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有している、北斗の社長は誠実で真面目な人柄で信頼できる、というものである。

しかし、北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富である、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価され、大手広告会社の下請けを任されるなどの実績を有している、という点につき、大島明から何ら証拠は提出されておらず、根拠は全くない。

それだけでなく、令和元年度ないし令和3年度分の政務活動費に関する横浜地方裁判所令和3年（行ウ）第66号、第76号、第88号、令和4年（行ウ）第65号損害賠償請求等住民訴訟事件において、北斗の代表取締役である■■■■氏（以下「■■■■氏」という。）の証人尋問が採用され、■■■■氏に対して裁判所からの呼出状が送達されている（資料20）。

しかし、■■■■氏は、裁判所からの証人尋問の呼出に応じることなく、2024年11月25日の関連事件の証人尋問に正当な理由なく出頭しなかった。

証人尋問に関して、証人が正当な理由なく出頭しなかった場合、決定で訴訟費用の負担や10万円以下の過料に処されることがある（民事訴訟法第192条第1項）ほか、10万円以下の罰金又は拘留に処される（民事訴訟法第193条）。

そのため、■■■■氏は、行政罰だけでなく、民事訴訟法第193条違反の罪の刑事責任を問われる可能性があり、明らかな違法行為をしたものである。

したがって、■■■■氏が誠実で真面目な人柄であり信頼できるということはありません。また、■■■■氏は北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富ではないこと、デザインやレイアウトの技術・能力が高く評価されていないことを露呈させないようにするため証人尋問に出頭しなかったのである。

さらに、大島明と北斗との間の発注書、契約書及び大島明の市政報告に関する北斗と下請け業者との発注書、見積書、請求書、領収書等の資料は公開されていない。

よって、大島明の市政報告の作成については、「委託内容を明確にした上で、契約を締結し」ていないのであり、政務活動費の支出が指針に適合せず、違法であるから、その支出は認められない。

(4) 本間賢次郎に対するもの

ア 本間賢次郎は、令和6年度、広報・広聴費として、上記「第2」「1」「(10)」のとおり、政務活動費を支出している。

イ 本間賢次郎の政務活動費の支出のうち、川崎区文化協会、川崎今昔会への支出については政務活動にかかわる必要な情報を得るものではなく、支出の合理的必要性がない。

川崎市日韓親善協会、川崎沖縄県人会への支出については、日本及び大韓民国の国民の親善、懇親を目的とするもの並びに沖縄県出身の市内在住者との親睦、懇親を目的とするものに過ぎず、政務活動にかかわる必要な情報を得るものではなく、支出の合理的必要性がない。

日本駐車場開発株式会社ワークピア横浜への支出については、警備業政治連盟総会への出席に要する経費であるが、意見・情報交換を行う場合ではなく、指針に適合しない支出である。

そして、タウンニュース社、日本郵便、特定非営利活動法人エミフル、光和アドバンス株式

会社に対する支出は、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関するものであり、本間賢次郎の市政報告及び市政レポートについても、青木ら各議員と同様、本間賢次郎の顔写真等が記載されている。

請求人が指摘した仙台高等裁判所２０２２年１２月２１日判決、仙台地方裁判所２０２１年７月７日判決、仙台高等裁判所２０１８年１０月２４日判決及び仙台地方裁判所２０１７年１１月２日判決等の裁判例及び指針の記載を踏まえれば、議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等が記載されている本間賢次郎の市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、２分の１を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

また、パークコミュニティよこすか、三笠公園駐車場、神奈川県湘南港駐車場株式会社リビエラリゾートへの支出については、市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費ではないから、広報・広聴費としての支出は違法である。

したがって、本間賢次郎が支出した政務活動費８７５，９８１円のうち、川崎区文化協会、川崎今昔会、川崎市日韓親善協会、川崎沖縄県人会、日本駐車場開発株式会社ワークピア横浜、パークコミュニティよこすか、三笠公園駐車場及び神奈川県湘南港駐車場株式会社リビエラリゾートに対する支出合計１６，５４０円及びその余の支出の２分の１を超える金額４２９，７１９円の合計額４４６，２５９円の支出は違法なものである。

(5) 山田瑛理に対するもの

ア 山田瑛理は、令和６年度、広報・広聴費として、上記「第２」「１」「(１２)」のとおり、政務活動費を支出している。

イ 山田瑛理の政務活動費の支出のうち、２０２４年８月２２日付の松浦森郎（以下「松浦」という。）に対する７５，３３０円の支出、同年１１月２７日付の松浦に対する７５，３３０円の支出及び２０２５年３月２４日の松浦に対する７５，３３０円の支出については、山田瑛理と松浦との間の発注書、契約書等が公開されていない。

したがって、山田瑛理の松浦に対する市政レポート作成に関する各支出は、「委託内容を明確にした上で、契約を締結し」ていないのであり、政務活動費の支出が指針に適合せず、違法であるから、その支出は認められない。

ウ また、山田瑛理の政務活動費の支出については、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関するものであり、山田瑛理の市政報告及び市政レポートについても、青木ら各議員と同様、山田瑛理の顔写真、山田瑛理の経歴やプロフィール、事務所連絡先等が記載されている。

請求人が指摘した仙台高等裁判所２０２２年１２月２１日判決、仙台地方裁判所２０２１年７月７日判決、仙台高等裁判所２０１８年１０月２４日判決及び仙台地方裁判所２０１７年１１月２日判決等の裁判例及び指針の記載を踏まえれば、議員の顔写真、議員の経歴やプロフ

ール、議員の事務所連絡先等が記載されている山田瑛理の市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

エ そして、山田瑛理が支出した政務活動費3,007,151円のうち、松浦に対する支出225,990円を除いた2,781,161円のうち、2024年12月25日の日本郵便に対する78,796円の支出は既に4分の3で按分された金額であるため、これを除くと2,702,365円となる。

さらに、2024年12月25日の日本郵便に対する78,796円の支出については、既に4分の3で按分されているので、按分2分の1を超える金額は、78,796円－(105,062÷2)との計算により算定すると、26,264円となる。

オ したがって、山田瑛理が支出した政務活動費3,007,151円のうち、松浦に対する支出225,990円、2024年12月25日の日本郵便に対する支出のうち26,264円及びその余の支出の2分の1を超える金額1,351,181円の合計額1,603,435円の支出は違法なものである。

(6) 那須野純花に対するもの

ア 那須野純花は、令和6年度、広報・広聴費として、上記「第2」「1」「(15)」のとおり、政務活動費を支出している。

イ 那須野純花の政務活動費の支出のうち、2024年6月26日付のオカムラヒデト(以下「オカムラ」という。)に対する143,440円の支出、同年7月26日付のオカムラに対する71,720円の支出、2025年3月25日のオカムラに対する1,005,180円の支出については、那須野純花とオカムラとの間の発注書、契約書等が公開されていない。

したがって、那須野純花のオカムラに対する市政報告チラシ作成に関する各支出は、「委託内容を明確にした上で、契約を締結し」ていないのであり、政務活動費の支出が指針に適合せず、違法であるから、その支出は認められない。

ウ また、那須野純花の政務活動費の支出については、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関するものであり、那須野純花の市政報告及び市政レポートについても、青木ら各議員と同様、那須野純花の顔写真、那須野純花の経歴やプロフィール、事務所連絡先等が記載されている。

請求人が指摘した仙台高等裁判所2022年12月21日判決、仙台地方裁判所2021年7月7日判決、仙台高等裁判所2018年10月24日判決及び仙台地方裁判所2017年11月2日判決等の裁判例及び指針の記載を踏まえれば、議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等が記載されている那須野純花の市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配布に関する広報・広聴費としての政務活動費の支出は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有す

るのであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、指針に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当であり、2分の1を超える支出は指針に沿わない違法なものである。

エ したがって、那須野純花が支出した政務活動費3,801,240円のうち、オカムラに対する支出1,220,340円及びその余の支出の2分の1を超える金額1,290,449円の合計額2,510,789円の支出は違法なものである。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて調査し、問題があれば決定を取り消し、返還命令権を行使する責務を有する。しかし、川崎市長により本件支出について、政務活動費の支出が適正か調査された形跡はない。川崎市長は、政務活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自覚的な市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997年に結成された市民団体であり、川崎市の行財政運営に対するチェック機能の問題点と今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、積極的な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求する。

以 上

添 付 資 料

別紙証拠説明書のとおり

請求人の陳述（要旨）

令和 6 年度分の政務活動費に関する住民監査請求を行っているが、今回の住民監査請求で対象としている川崎市議会議員は合計 18 名いる。その 18 名の議員に対する請求として基本的に共通しているのは、市政報告、市政レポートなどといったものに各議員の顔写真、各議員の経歴やプロフィール、事務所連絡先等が記載されているという点にある。

このような市政報告、市政レポートなどの広報紙に記載されている議員の顔写真、議員の経歴やプロフィール、議員の事務所連絡先等については、仙台高等裁判所の令和 4 年 12 月 21 日判決において、広報紙の発行に係る費用について、「顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。」という判示がされている。

また、「広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費から支出することを正当化するに足りるものではない。」といった判示、「広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響すること」も「広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的效果にすぎないということはできない。」という判示がされている。

「市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。」という判示もされ、結論として、「2 分の 1 を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきである。」といった判示をしている。

同じような判示は、仙台地方裁判所令和 3 年 7 月 7 日判決、仙台高等裁判所平成 30 年 10 月 24 日判決、仙台地方裁判所平成 29 年 11 月 2 日判決、山形地方裁判所令和 5 年 11 月 28 日判決、仙台高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決、岡山地方裁判所令和元年 10 月 30 日判決、広島高等裁判所岡山支部令和 2 年 9 月 10 日判決においてもされており、また、市政報告の配付費用や交付費用なども市政報告書等の作成費用と同様の按分処理が行われている。

このような他自治体の例を参考にすることについては、他自治体の例が川崎市においても直ちに妥当するわけではないという反論が住民訴訟においてもされているが、このような他自治体の例を参考にすることを考慮することは否定されるべきものではない。

実際に最高裁判所平成 22 年 3 月 30 日第三小法廷判決では、議会の定例会等に参加した市

議会議員に費用弁償として日額1万円を支給するという札幌市の条例であるが、その定めにつき、当該日額が高額に過ぎるので、地方自治法によって与えられた議会の裁量権の範囲を逸脱して無効であるという点が争われた住民訴訟においては、「このような諸費用の弁償の定め方は、前記のとおり、指定都市においても様々に異なるものの、本件条例が定めるのと同程度の定額で費用弁償を支給する指定都市も存在していたのであって、札幌市議会はこのような取扱いとの均衡をも考慮しつつ、費用弁償を定めていたものということができる。」として、他の指定都市との均衡をも考慮したことを裁量権の逸脱濫用を否定する考慮要素としている。このように最高裁判所においても、他の地方公共団体の例を参考にしたり考慮したりしているのであって、他の自治体の例を参考にすることを考慮することは否定されるべきものはないので、川崎市における政務活動費の支出の可否の判断に当たっても、他自治体における判断を考慮すべきである。

そして、今回の住民監査請求の対象の各議員は、市政報告、市政レポートとのタイトルにしながら、自分自身の選挙区において顔写真、経歴やプロフィール、事務所連絡先等を記載した市政報告、市政レポートを配付する、自分自身の選出区版のタウンニュースに市政報告を掲載するということをしている。

また、今回の住民監査請求の対象の各議員は、市政報告の内容と何ら関連性がないにもかかわらず、顔写真、経歴やプロフィール、事務所連絡先等を記載している。これは明らかに議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果なども有するものであり、市政報告、市政レポートの作成のために支出した広報・広聴費の2分の1を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとするべきである。これについては、市政報告の配付費用、交付費用についても同様である。

次に、個別の議員について補足して陳述する。

まず、大島明議員であるが、大島明議員は、令和6年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対して政務活動費を支出している。住民訴訟において大島明議員が北斗を選定した理由については、印刷や広告の知識、経験が豊富であること、デザインやレイアウトの技術、能力が高く評価され、大手広告会社の下請を任されるなどの実績を有していること、その北斗の代表取締役が誠実で真面目な人柄であり、信頼できるという点を挙げている。しかし、その北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富であるとか、デザインやレイアウトの技術、能力が高く評価されていることであるとか、大手広告会社の下請を任されるなどの実績を有しているといった点については、大島明議員から何ら証拠は提出されておらず、根拠は全くないというべきである。

特に令和元年度ないし令和3年度分の政務活動費に関する住民訴訟の横浜地方裁判所令和3年（行ウ）第66号、76号、88号、令和4年（行ウ）第65号損害賠償請求等住民訴訟事件において、北斗の代表取締役に対して呼出しによって証人尋問が採用され、代表取締役に対して裁判所からの呼出し状が送達されている。この証人尋問は、令和6年11月25日に設定されていたものだが、代表取締役は、裁判所からの証人尋問の呼出しに応じることなく、その日の証人尋問に正当な理由なく出頭しなかった。民事訴訟法上、証人尋問に関して証人が正当

な理由なく出頭しなかった場合には、決定で訴訟費用の負担や10万円以下の過料に処されることがあるだけでなく、10万円以下の罰金または勾留に処されることになる。

このように北斗の代表取締役は、行政罰だけではなく、民事訴訟法第193条違反の罪の刑事責任を問われる可能性がある行為をしたのだから、明らかな違法行為をしたものと言わざるを得ない。したがって、代表取締役が誠実で真面目な人柄であり、信頼できるということはなく、また、北斗が印刷や広告の知識、経験が豊富ではないこと、デザインやレイアウトの技術、能力が高く評価されているものではないことを露呈させないようにするために、証人尋問に出頭しなかったと言うべきである。

次に、本間賢次郎議員に対するものであるが、本間賢次郎議員は、タウンニュース社、日本郵便、特定非営利活動法人エミフル、光和アドバンス株式会社に対して、いずれも市政報告及び市政レポートの作成、掲載、配付に関する広報・広聴費として政務活動費を支出しており、本間賢次郎議員の市政報告及び市政レポートについても、本間賢次郎議員の顔写真等が記載されている。このことに関して本間賢次郎議員は、先ほど述べた令和7年3月26日に実施された先行の住民訴訟の証人尋問において、市政報告活動、市政報告書の発行につき、一生懸命活動しているという姿勢が伝わることによって、最終的に投票行動につながる可能性は否定できるものではないと思っているとの証言をしている。

これは、資料21の証人調書にあるが、本間賢次郎議員が、「市政報告活動ですとか、市政報告書の発行というのは、公務議会活動、政務活動、そうした中の一部ですけれども、それを、市民の皆さんにお伝えするために行っているものです。それがひいて、例えばのお話で、先ほど出ましたけれども、選挙に何らかの有利に働くのではないかとすることは、一生懸命、活動をしているという姿勢が伝わることによって、何らかの評価が、人によって行われ、そして、それが、最終的に投票行動につながる可能性というのは、」「否定できるというものでもないかなと、私は思っております。」との証言をしている。

そうであるから、本間賢次郎議員は、市政報告、市政レポート等の作成、発行が、議員自身及びその活動実績をも市民に印象づけることによって、支援者を獲得、保持するなどの選挙活動と後援会活動としての効果等も有するものであることを認めたと言うべきであって、市政報告、市政レポートの作成のために支出した広報・広聴費の2分の1を超える支出を本件用途基準に沿わない違法なものとすべきである。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめたもの

関係職員の陳述（要旨）

資料に沿って、議会局の住民監査請求に係る考え方について説明する。

「1 政務活動費の概要」政務調査費は、平成12年5月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により制度化され、平成13年4月から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようにされ、名称も政務活動費と変更された。

川崎市議会では、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、数回改正を行い、令和2年6月30日からは、政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。

この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、政務活動費が公金であることから、その使途について透明性の確保や市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

「2 政務活動費の性格」法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定している。

実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が、長その他執行機関を監視する責務を負っていることから、自ずと執行機関に対する批判や監視という性格となるものである。このことについて、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制

限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決での、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判示を踏まえると、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における用途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるとというのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

一方、政務活動費については、法第100条第16項で、議長が用途の透明性の確保に努めることが規定されているとともに、平成26年10月29日最高裁判所第二小法廷判決では、「政務調査費によって費用を支弁して行う調査研究活動の自由をある程度犠牲にしても、政務調査費の用途の透明性の確保を優先させるという政策判断がされた結果と見るべきものである」として、用途の透明性の確保が議員の調査研究活動の自由より優先されることが判示されており、会派及び議員は、政務活動費の用途について、市民への説明責任を適切に果たし、用途の透明性を確保する必要があるものと言える。

「3 本市の条例、規則の内容」「(1) 交付対象及び交付額」条例第3条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員（交付対象議員）」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合は、議員1人当たり45万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

「(2) 会派及び議員の責務」条例第2条では、所属議員が1人である場合も含む会派及び議員は、「政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

「(3) 支出の基準」政務活動費の用途については、条例第10条において、政務活動（調査研究、研修、広報、市民相談を含む広聴、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に資するため必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表にて揭示し、調査研究費から事務所費までの9項目を定めている。

「(4) 収支報告書等の提出と閲覧」条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第14条

では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において行うものとする」としている。

「(5) 交付の決定の取消しと返還命令」交付の決定の取消しについては、条例第13条で、市長は、「政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」、条例第14条では、「既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。

「4 本市の運用指針の内容」本市の政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）は、平成19年度の「5万円以上の領収書の添付」を義務づける本市条例の改正に併せて策定されて以降、数回の改正を経て、令和6年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、会派・議員の政務調査費の支出に係る判断をする際の拠り所とするため、当時の他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したもので、今日まで会派・議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

「(1) 指針の特徴」指針では、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、支出年月日、支出先、使途内容等を記入する「支出伝票」を提出することにしており、そのほかに「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、支出伝票の記載だけでは支出内容が明らかにならない場合には、「政務活動記録票」を作成するなど、収支報告書の提出に当たっては多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えている。

「(2) 政務活動費の運用の基本的指針」「ア 政務活動について」普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃等様々な議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題等、広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付している。

「イ 実費弁償の原則」政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則としている。

「ウ 按分による支出」会派及び議員による「調査研究その他の活動（政務活動）」と、それ以外の政党活動、選挙活動、後援会活動などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

「エ 執行に当たつての原則」政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められているため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

「５ 政務活動費の支出範囲と支出できない経費」指針では、条例第１０条別表の以下に示す９種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政務活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

「(１) 調査研究費」会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費である。

「(２) 研修費」会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費である。

「(３) 広報・広聴費」会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行うのに要する経費である。

「(４) 要請・陳情活動費」会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費である。

「(５) 会議費」会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費である。

「(６) 資料費」会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、もしくは利用し、又は作成するのに要する経費である。

「(７) 人件費」会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費である。

「(８) 事務費」会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費である。

「(９) 事務所費」会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費である。

「(10) 支出不可としている経費」は、「ア せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費」、「イ 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費」、「ウ 会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費」、「エ 選挙活動に係る経費」、

「オ 後援会活動に係る経費」、「カ 私人としての活動に係る経費」である。

「6 政務活動費の事務の流れ」 「(1) 交付申請」 条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならないとされている。

「(2) 交付決定」 条例第5条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

「(3) 支出請求」 規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政務活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

「(4) 政務活動費の活用、整理・調製」 条例第9条等では、政務活動費の交付を受けている会派・議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならないとされ、政務活動費を使用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理、会計帳簿の記帳等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書、会計帳簿等の整理・調製を行うこととされている。

「(5) 収支報告書等の提出」 条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

「(6) 剰余金の返還」 条例第12条及び規則第11条では、交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

「(7) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備」 「7 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」で説明する。

「(8) 収支報告書等の閲覧」 条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

「7 議会局による点検・確認作業、閲覧準備について」 議会局による点検・確認作業では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書等により点検・確認を行うが、政務活動費の性格や本市の指針の策定経過から、その政務活動の内容自体を議会局が確認するものではない。このため、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載内容、充当金額や数字の転記・合計額等の誤りなどの経理内容、押印漏れ、添付書類の不備等形式的要件の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置づけるために、書類上で自ら分かりやすく説明を行うように促すと

ともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派及び交付対象議員が自ら適正な判断を行っていけるようにサポートを行っている。

「(1) 四半期ごとの整理」会派及び交付対象議員は四半期ごとに、支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類の揃え方や記載方法等の問合せも多くある。

「(2) 収支報告書等の提出」会派及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

「(3) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備（5～6月）」ア、収支報告書等の提出後、議会局では書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧開始に間に合うように行う。なお、この点検・確認作業において、広報紙に関する支出があった場合には、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされていることから、当該会派又は交付対象議員から広報紙を見せてもらい、政務活動と明らかに関連しないものがある場合は、その按分率を確認している。また、事務所費では、政務活動事務所としての使用を議員本人に確認の上、議長宛てに提出される政務活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。

令和6年度の政務活動費交付分では、市議会全体で6,600件強の支出があり、その一件一件について、ミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより形式的要件の点検・確認を行っている。

イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例に規定する不開示情報をマスキングするが、6,600件強の支出の一件一件について、こちらもミスを防ぐために複数人によるダブルチェックにより作業を行っている。

「(4) 収支報告書等の閲覧」6月30日から一般の閲覧に供している。

「8 職員措置請求書の内容について」「(1) 青木功雄、石田康博、上原正裕、各務雅彦、末永直、野田雅之、橋本勝、原典之、松原成文、岩田英高、高戸友子、仁平克枝、三浦恵美、三宅隆介各議員に関するもの」ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確

認をしている。

イ、当該議員の広報紙に議員の顔写真、プロフィール、事務所連絡先が掲載されていることに関して、川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所平成24年1月18日判決では、「もっとも、これらの広報紙には、文責主体に当たる自民党市議団の会派名のほか、会派を構成する構成員の写真、川崎市の広報などを転載して改めて情報を提供するものなども含まれているが、このような事項も、特定の会派に所属する者らとして、専ら議会活動及び市政に関する政策等を住民に知らせるとの内容を変質させるものではなく、社会通念に照らし相当の範囲である限り広報の目的を逸脱するものとはいえない。」、「それぞれの文書を発行した議員の事務所の連絡先や議員のプロフィールを掲載している部分については、当該文書の文責を明らかにし、作成した文書の内容等について意見等がある者に対し、その受付先を明示する機能を有するものといえ、この部分を殊更取り上げて、政務調査と関わりがないものということとはできない。」と判示されている。また、同じく川崎市議会議員の政務活動費について争われた横浜地方裁判所令和5年7月5日判決においても、プロフィールに関して「議員のプロフィール情報は、当該議員の活動歴や関心事項等を端的に示すものであり、議員の活動がこれらを基盤として行われることも少なくないと考えられるから、議員の活動に対する市民の理解を深めることに資する情報ということができ、広報・広聴活動にとって必要な情報であるといえ、かつ、情報の発信者を特定・紹介する意味でも必要性のあるものといえる。」と判示されている。

ウ、議会局では、当該議員から提出された支出伝票及び領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りの確認のほか、書類の記載・押印漏れや添付書類の不備といった形式的要件を点検・確認し、違反・誤りや書類の不備のないことを確認している。また、個々の支出について、指針を踏まえた支出であることを当該議員から確認している。

「(2) 大島明議員に関するもの」アは、(1) のアと共通である。

イ、契約書等は、日付、金額、支出内容、相手先等が明確に判明するようであれば根拠書類とすることは可能だが、本来は領収書がその役割を果たすものであるため提出を義務づけられており、契約書等は提出義務はない。また、指針上、委託先業者の当該業務に関する技術、能力の証明や具体的な活動実績等についても提出義務はない。

ウ、(1) のウと共通である。

「(3) 本間賢次郎議員に関するもの」ア、請求人が提出した職員措置請求書は、当該議員の広報・広聴費における広報紙に関する内容だが、指針では、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政務活動と関連性を個別に判断し必要な按分によって支出すること、広報紙については政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政務活動と無関係の内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとされており、当該議員の広報紙の内容については、事務局による点検・確認作業で確

認している。また、指針では、政務活動にかかわる必要な情報を得るために団体等に参加する場合の月、年会費等は、合理的必要性がある場合に限り支出可能とされており、当該議員の会費等に関する支出の内容については、事務局による点検・確認作業で確認している。

イ及びウは、それぞれ（１）のイ及びウと共通である。

「（４）山田瑛理元議員に関するもの」アは、（１）のアと共通の内容である。

イ、契約書等の日付、金額、支出内容、相手先等が明確に判明するようであれば根拠書類とすることは可能だが、本来は領収証がその役割を果たすものであるため提出を義務づけられており、契約書等の提出義務はない。

ウは、（１）のウと共通である。

「（５）那須野純花議員に関するもの」ア、イ及びウは、それぞれ（１）のア、イ及び（４）のウと共通である。

※関係職員の陳述の要旨をまとめたもの

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

- (1) 議員の任期満了
- (2) 議会の解散
- (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
- (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
- (5) 会派の解散
- (6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項

の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者（所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第 12 条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

(政務活動費減額等決定通知書)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の方法及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略